

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

会計管理者 会計課

許認可等の内容		指定公金事務取扱者が委託を受けた公金事務の一部を委託することの承認
根拠法令等及び条項		地方自治法第243条の2第5項
標準処理期間	根拠条項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査基準	根拠条項	地方自治法施行令第173条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 8年 4月 1日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>地方自治法施行令抜粋 (指定公金事務取扱者等の要件)</p> <p>第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項、第五項及び第六項(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する公金事務(次号において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>二 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</p>	